

## 就労継続支援B型事業者による不正請求について

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定就労継続支援B型事業者による不正請求が判明しましたので、その内容について報告いたします。

### 記

#### 1. 対象事業所

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| (1) 名称       | 就労継続支援B型事業所 エミ・クラフト          |
| (2) 開設法人     | 株式会社ZERO（代表取締役 河井 裕典）        |
| (3) 所在地      | 京都市伏見区西大手町307-56 サンセリテ伏見1、2階 |
| (4) 指定日（京都市） | 令和5年8月1日                     |
| (5) 管理者      | 白山 陽介（サービス管理責任者兼務）           |

#### 2. 不正請求の内容

当該事業所が、管理者及びサービス管理責任者を配置していないにもかかわらず、配置していると装い、訓練等給付費を請求し、受領した。

#### 3. 不正請求額等

不正請求額	2, 721, 894円
加算額（法第8条第2項）	1, 088, 757円
計	3, 810, 651円

#### 4. 対応

- (1) 令和7年7月29日付で当該事業者に対し、返還金請求の通知を行ったところです。
- (2) 今回の不正請求により、京都市の指定が取消（令和7年7月30日効力発生）となり、令和7年7月31日に事業所を廃止する届を京都市に提出しているため、当該事業所の利用者については、当該事業者において他事業所のあっせん等を進めており、本市としては利用者が継続的に障害福祉サービスを受けることができるよう、進捗状況を把握し、必要に応じて相談に応じてまいります。
- (3) 京都市等と調整を図りながら事業者への対応を進めてまいります。

#### 5. 不正請求を把握した経緯

- 令和7年5月、当該事業者の指定権者である京都市が監査を実施し、不正行為の事実を確認。
- 令和7年7月2日、京都市より、宇治市の利用者に係る請求実態を把握するため、介護給付費等の請求明細等の情報提供依頼を受け、当該利用者に関する情報を京都市へ提供。
- 令和7年7月29日、京都市より、当該事業者が宇治市に行った不正請求額等についての通知を受理。